（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

最終更新日：令和８年１０月２８日

公益社団法人日本チアリーディング協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.fjca.jp

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）『中期基本計画（ビジョン2027）』を策定している。 （2）『中期基本計画（ビジョン2027）』を当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.fjca.jp/doc/chukikihonkeikaku.pdf?230629 （3）令和4年度に策定した中期基本計画（ビジョン2027）の進捗状況を踏まえ、次期計画については、１０年間の中長期計画を策定すべく検討を進めているところである。	中期基本計画（ビジョン2027）／令和4年度第2回臨時理事会議事録／令和4年度第3回理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）当協会では、円滑な組織運営及び業務遂行のため、業務量を勘案し、適正規模の体制で業務に当たっているが、協会の拡大発展を想定しつつ、今後の人材の採用及び育成に関する計画については、『中期基本計画（ビジョン2027）』に盛り込んでいる。 （2）『中期基本計画（ビジョン2027）』を当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.fjca.jp/doc/chukikihonkeikaku.pdf?230629 （3）令和4年度に策定した中期基本計画（ビジョン2027）の進捗状況を踏まえ、次期計画については、１０年間の中長期計画を策定すべく検討を進めているところである。	中期基本計画（ビジョン2027）／令和4年度第2回臨時理事会議事録／令和4年度第3回理事会議事録
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）当協会では、毎事業年度の収支予算書の作成に際しては、税理士の指導を受けるとともに、役職員から広く意見聴取を行うことで、財務の健全性確保に努めているが、財務の健全性確保に関する計画については、『中期基本計画（ビジョン2027）』に盛り込んでいる。 （2）『中期基本計画（ビジョン2027）』を当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.fjca.jp/doc/chukikihonkeikaku.pdf?230629 （3）令和4年度に策定した中期基本計画（ビジョン2027）の進捗状況を踏まえ、次期計画については、１０年間の中長期計画を策定すべく検討を進めているところである。	中期基本計画（ビジョン2027）／令和4年度第2回臨時理事会議事録／令和4年度第3回理事会議事録
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）当協会では、令和5年度第2回理事会において制定した役員候補者選考委員会規程において、「外部理事の人数を理事全体の２５％以上とする」及び「女性理事の人数を理事全体の人数の４０％以上とする」と定めている。 （2）令和8年度定時総会において役員改選を行ったが、改選に当たっては「役員候補者選考委員会規程」に基づく役員候補者選考委員会において、理事総数18名の内、外部理事を5名(27.8%）、女性理事10名（55.6%）といずれも目標を超えた構成の理事候補者を選定した。	役員候補者選考委員会規程／役員候補者選考委員会議事録／役員名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は社団法人であるため、この項目は該当しない。	なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）当協会では、アスリート委員会を設置している。なお、令和6年4月にアスリート委員会規程の改正を行い、これまで必要に応じて開催していた委員会を８月に定期的に開催しており、8年度においては、８月29日に令和8年度アスリート委員会を開催した。 （2）アスリート委員会は、委員11名の内、重複を含め理事6名、正会員5名、競技経験者9名、現役競技者1名、学識経験者1名で構成しており、委員の男女比は2：9となっている。なお、現役競技者の大半が未成年であることから、若年層・未成年者の声を集約しやすい立場にある人材を配置することで、より現役競技者の意見を反映しやすい環境を整えている。 （3）アスリート委員会での決定事項等については、毎事業年度に行っている加盟団体連絡会議において報告・周知している。また、委員長を含め6人が協会の理事であることから、アスリート委員会から理事会に対する答申、報告等を行う仕組みができている。	アスリート委員会規程／アスリート委員会名簿／令和8年度アスリート委員会議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）当協会では、理事会を適正な規模とすべく定款において8名以上18名以内と定めている。現在の理事会は18名で構成しており、当協会の組織規模から適正な規模であると考える。なお、理事会は競技経験者10名、学識経験者6名、行政関係者1名、協会関係者1名で構成しており、男女比は8：10となっている。	定款／役員名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）当協会では、令和5年度第2回理事会において役員候補者選考委員会規程を制定し、理事の就任時の年齢制限について80歳とした。	役員候補者選考委員会規程／令和5年度第2回理事会議事録
	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）当協会では、令和5年度第2回理事会において役員候補者選考委員会規程を制定し、再任回数が継続５回(在任期間10年)を超えないこととした。 （2）これまで当協会の理事会には在任期間が10年を超える理事が4名(会長、業務執行理事2名、理事1名）在任していたが、役員候補者選考委員会において、在任期間10年以上の理事全員を交替させた場合、協会運営に多大なる支障が生じると判断し、適切に経験や実績等を評価した結果、会長以下４名全員を再任するに至った。	役員候補者選考委員会規程／役員名簿／令和5年度第2回理事会議事録／役員候補者選考委員会議事録

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置または小規模団体配慮措置】 （1）令和8年度定時総会において再任された在任10年を超える理事4名の内、会長についてはIFC（International Federation of Cheerleading 国際チアリーディング連盟）会長を兼任しており、チアリーディング競技における日本の国際的な地位向上に多大なる貢献を果たしている実績等を評価し、役員候補者選考委員会において再任することを決議し、理事会において役員候補者選考委員会の答申のとおり役員候補者を可決、総会において選任した。 （2）他3名の理事については、これまでの協会への貢献度が高く、直ちに及び退任することによる協会運営への影響や支障が生じることから、役員候補者選考委員会において再任することを決議し、理事会において役員候補者選考委員会の答申のとおり役員候補者を可決、総会において選任した。	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）当協会では、令和5年度第2回理事会において制定した「役員候補者選考委員会規程」に基づき、理事３名、正会員１名、外部有識者１名、事務局職員１名の６名により構成する役員候補者選考委員会を立ち上げた。	役員候補者選考委員会規程／役員候補者選考委員会名簿／役員候補者選考委員会議事録
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（1）当協会では、当協会及び役職員その他構成員が広く適用対象となる法令等遵守に関する規程として、「倫理規程」の他、「加盟団体規程」、「競技者規程」等を整備しており、法令等遵守体制の構築に取り組んでいる。	倫理規程／加盟団体規程／競技者規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1）当協会では、法人の運営に関して必要となる一般的な規程としては、「定款」をはじめ、各「委員会規程」、「加盟団体規程」、「経理規程」等を整備している。	定款／教育指導委員会規程／倫理委員会規程／コンプライアンス委員会要綱／広報委員会規程／環境委員会規程／総務委員会規程／国際交流委員会規／アスリート委員会規程／アンチ・ドーピング委員会規程／大学委員会規程／新型コロナウイルス感染症防止対策委員会規程／加盟団体規程／業務分掌規程／経理規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）当協会では、法人の業務に関する規程として、「職員就業規則」をはじめ、「情報公開規程」、「個人情報保護方針」、「加盟団体規程」、「競技者規程」、「指導員規程」、「審判員規程」、「専任スポッター規程」、「処分規程」等を定めている。	職員就業規則／情報公開規程／個人情報保護方針／加盟団体規程／指導員規程／審判員規程／専任スポッター規程／処分規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）当協会では、役員の報酬等に関する規程として、「役員の報酬並びに費用に関する規程」、職員については「賃金規程」を整備して、対応している。	役員の報酬並びに費用に関する規程／賃金規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）当協会の資産に関しては、「定款（第7章）」において規定しており、財産に関する規程としては、「経理規程」及び「寄付等取扱規程」を整備している。	定款／経理規程／寄付等取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）当協会では、財政的基盤を整えるための規程として、「経理規程」で対応している他、「加盟団体規程」において加盟料金、年次料金を定めている。また、寄付金の受付を積極的に行っていくため、「寄付等取扱規程」を制定した。	経理規程／加盟団体規程／寄付等取扱規程／契約処理規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（1）当協会では、日本代表選手の選考に当たり、隔年で開催される世界大会については、競技規則ルールブックの採点基準並びに「チアリーディング選手評価シート」の基準に従い、選手強化委員会において審査するとともに、不定期に開催される国際大会については、原則として直近の大会実績を踏まえ、代表派遣チームを選考している。 （2）特に、「チアリーディング選手評価シート」は、選手選考において、公平で透明性の高い判断が行えるよう作成されており、加盟団体等への配布やホームページに掲載するなど、選考基準を明確にして選手の権利保護に取り組んでいる。また、選考から漏れた選手に対して、落選理由を記載した不合格通知を送付し、個別に落選理由の開示を行っている。 （3）選手選考の基準となるチアリーディング選手評価シートの作成者の選考については、当協会の教育指導委員会、アスリート委員会及び指導者資格ClassⅡ、審判員Ⅱ種資格者の中から、公平かつ合理的な過程で実施している。	競技規則ルールブック／チアリーディング選手評価シート／競技者規程／個人競技者規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（1）当協会「競技ルールブック」において、審判部編成（審判長、副審判長、審判員、減点審査員等）とその責務を定める等、審判員の公平かつ合理的な選考を行っている。また、審判員研修会において、大会審判部の選出方法について周知するとともに、必要に応じて、大会終了後に審査結果について検証会を開催している。なお、「審判員規程」において、審判員の養成並びに認定事項を定めるとともに、公平かつ厳正な審査を実施する者として、審判員Ⅱ種及び審判員Ⅰ種を区分して規定しており、「審判部会規程」において、審判部の任務として、競技会における審査の実施を定めている。さらに、万一利益相反関係にある者が審判を行っていた場合にも影響が出ないよう各演技に対する最高点及び最低点の採点を除外して、得点の公平性を担保している。	審判員規程／審判部会規程／競技ルールブック
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）当協会では、顧問弁護士との相談ルートが確保されており、業務上の課題等について面談の他、電話やメール等により日常的に相談や問い合わせができる体制を構築している。 （2）役職員は、組織における諸課題を把握し、状況により必要な調査、対処法等を判断できる程度の基本的知識を有している。特に役員について、行政機関における事務次官経験者1名を理事に選任しており、適切な法人運営を行う体制を構築している。	サポート体制組織図／顧問弁護士等名簿／役員名簿
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）当協会では、コンプライアンス委員会を平成２７年４月に設置し、年1回の定期開催と必要に応じて行う随時開催の２種類で委員会運営を行っており、8年度においては、８月29日に令和8年度コンプライアンス委員会を開催した。 （2）倫理規程の理念に則ったコンプライアンス委員会要綱に基づき、事業活動の公正かつ適正な運営に資するため、リスク管理やコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理している。 （3）コンプライアンス委員会の構成員6名の内、女性委員を2名配置している。	コンプライアンス委員会要綱／コンプライアンス委員会名簿／令和5年度コンプライアンス委員会議事録
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）当協会のコンプライアンス委員会は、当協会関係者の他、顧問弁護士、有識者等により、男女比4：2で構成している。	コンプライアンス委員会名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）当協会では、コンプライアンスについては、理事会、総会等において、折に触れ周知している他、年1回、加盟団体関係者が参加する加盟団体連絡会議（日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機構からも講師を招聘してコンプライアンスに関する教育も実施）に協会役職員も参加することにより、コンプライアンス意識を高めている。令和７年３月に開催した加盟団体連絡会議においては、日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘しコンプライアンスに関する講義を行った。 （2）令和８年３月に開催した加盟団体連絡会議においては、令和7年10月に当協会が発行した「チアリーディング セーフガーディング ガイドライン」に基づき、研修会を行い、本会議に協会役職員も参加することによりコンプライアンス意識を高めている。	チアリーディング セーフガーディング ガイドライン／加盟団体連絡会議開催案内／セーフガーディング ガイドライン研修会資料

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）当協会が年1回開催する加盟団体連絡会議においては、コンプライアンス強化を目的とした講義も取り入れており、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘して、コンプライアンス教育を実施している。選手及び指導者も同会議に参加することにより、コンプライアンス意識を高めている。令和７年３月に開催した加盟団体連絡会議においては、日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘しコンプライアンスに関する講義を行った。 （2）令和８年３月に開催した加盟団体連絡会議においては、参加した選手及び指導者に対し、令和7年10月に当協会が発行した「チアリーディング セーフガーディング ガイドライン」に基づき、研修会を行った。 （3）JOCジュニアオリンピックカップ大会／全日本中学校・高等学校選手権大会出場選手を対象に、日本アンチ・ドーピング機構が実施する「リアルチャンピオンクイズ」の実施を推進した。述べ1060名の選手がクイズを実施し、アンチ・ドーピングに対する基礎的な知識を得ることができた。 （4）当協会公認指導者資格保有者を対象とした研修会において、「選手指導にふさわしい環境づくり」をテーマに、アスリートセンタードに対する考え方やハラスメント防止について研修を行い、56名が参加した。	チアリーディング セーフガーディング ガイドライン／加盟団体連絡会議開催案内／セーフガーディング ガイドライン研修会資料／リアルチャンピオンクイズ案内要項／指導者研修会開催案内
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）当協会が年1回実施する加盟団体連絡会議においては、コンプライアンス強化を目的とした講義も取り入れており、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機構からも講師を招聘して、コンプライアンス教育を実施している。令和７年３月に開催した加盟団体連絡会議においては、日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘しコンプライアンスに関する講義を行い、審判員も同会議に参加することにより、コンプライアンス意識を高めている。 （2）令和８年３月に開催した加盟団体連絡会議においては、参加した審判員に対しても、「チアリーディング セーフガーディング ガイドライン」に基づき、研修会を行い、コンプライアンス意識を高めている。 （3）年１回定期的に開催している審判員研修会において、公正・公平な審査員としての心得について研修を行った。	チアリーディング セーフガーディング ガイドライン／加盟団体連絡会議開催案内／セーフガーディング ガイドライン研修会資料
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）当協会では、協会顧問の弁護士、税理士、司法書士、行政書士等と連携体制を構築しており、業務上の課題等について相談を行い、指導を踏まえつつ日々の適正な事務局運営に取り組んでいる。 （2）特に行政書士とは毎週打ち合わせの機会を持ち、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できるよう努めている。	サポート体制組織図等／顧問弁護士等名簿
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン≪Ⅱ不適切な経理処理に起因する事項、1．経理処理について（2）≫」を踏まえ、経理規程をはじめとした諸規程に基づき事務処理を行うとともに、税理士の指導を受けて財務・経理の適切な処理を行っており、公正な会計原則を遵守している。 （2）税理士を含む監事3名による監査を行うことで、その適正さをより確実なものとしている。 （3）各事業年度の予算・決算関係書類等については、監事監査を行っているが、併せて、事業計画及び事業報告についても、業務運営の妥当性の観点から監査を実施しており、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	定款／経理規程／監事名簿／令和7年度監査報告書

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン≪Ⅱ不適切な経理処理に起因する事項、1. 経理処理について（1）≫」を遵守するとともに、日本スポーツ振興センターから交付を受けているスポーツ振興基金助成金及びスポーツくじ助成金については、助成金交付要綱、手引きその他ガイドライン等に基づき、適正な助成金執行に取り組んでいる。	令和8年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書／令和8年度スポーツ振興基金助成金交付決定通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 当協会では、毎事業年度の収支決算書・事業報告書、収支予算書・事業計画書について、内閣府に提出するとともに、当協会ホームページにおいて開示している。 公開URL：https://www.fjca.jp/organization/contents_02.php	令和7年度収支決算書／令和7年度事業報告書／令和8年度収支予算書／令和8年度事業計画書
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 当協会では、選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示するため、「チアリーディング選手評価シート」を独自に作成し、加盟団体等関係者に冊子を配布するとともに、ホームページにおける加盟団体ページにおいて公開し、周知を行っている。 (2) 世界選手権大会に派遣する日本代表チーム選手の選考に当たっては、当協会加盟団体・競技者に対し公募を行い、選考会を行っている。第1次、第2次選考においては、各技術のレベルを「競技規則ルールブック」の採点基準並びに「選手評価シート」の基準に従い審査し、更に選考が必要な場合には各地区大会での活動実績により最終選考を行っている。なお、選考された所属チーム・氏名については、事前開催の国内大会プログラムに掲載する方法で開示を行っているが、次回以降の世界選手権大会に派遣する日本代表チーム選手については、ホームページにおいても公開する。	競技規則ルールブック／選手評価シート／選手選考に係る公表(大会プログラム掲載)／日本代表選考会案内
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 当協会では、公益法人であることや中央競技団体であることを鑑みて、その責務を全うするために、「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況自己説明・公表書式」について、理事会決議を経た上で当協会ホームページにおいて公表している。 公開URL：https://www.fjca.jp/doc/governancecode_r041024.pdf	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 当協会では、公益法人認定法その他法令等や倫理規程に基づき、利益相反を適切に管理している。 (2) 令和4年度に策定した「利益相反ポリシー」において、利益相反取引の妥当性の判断基準をより明確にし、利益相反を適切に管理しており、策定以降対象となる事案は発生していない。	倫理規程／利益相反ポリシー

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 当協会では、前項目のとおり、利益相反取引の妥当性の判断基準をより明確にするため、利益相反ポリシーを令和4年度に策定し、利益相反を適切に管理している。	利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 当協会HPにおいては、競技運営等の一般的なお問い合わせと通報相談窓口を別建てにし、一般的なお問い合わせに対する迅速な対応と、通報相談窓口における守秘義務を遵守した厳格な対応を実現するため取り組んでいくこととしている。　通報窓口URL：https://www.fjca.jp/consult/ (2) 令和６年度第３回理事会において、「内部通報制度運用規程」を策定し、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 「内部通報制度運用規程」においては、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて、個人情報保護の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 「内部通報制度運用規程」においては、通報者等の保護の規定を設け、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) コンプライアンス研修等を通じて担当職員に対して通報窓口の対応に関する意識付けを徹底している。	内部通報制度運用規定
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 当協会では、現状当協会HPに設けている「お問い合わせ・相談窓口」において通報があった場合に、顧問弁護士と相談して対応する体制を整備している。	サポート体制組織図
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	(1) 当協会では、倫理規程や処分規程のほか、加盟団体規程、指導員規程、競技者規程等にて、懲罰制度における禁止行為等について定めている。 (2) 倫理規程については協会ホームページ、処分規程については加盟団体ページにおいて周知している。 (3) 処分規程にて、弁明の機会を設けることを定めている。 (4) 処分規程にて、処分結果は、処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）、処分対象となる違反行為にかかる事実、処分の手続きの経過、処分の理由及び証拠の標目、処分の年月日、処分決定に不服がある場合は、その申し立て期間について記載された書面をもって通知することを定めている。　公開URL：https://www.fjca.jp/doc/rinrikitei.pdf?230411	倫理規程／加盟団体規程／指導員規程／競技者規程／処分規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 当協会では、倫理規程において規程に違反した場合の対処を定めているが、処分規程において、処分にあたり公平性を確保するための適正な手続きを定めている。なお、中立性及び専門性の確保のため弁護士等の外部有識者を含めた倫理委員会で処分審査を行っている。	倫理規程／倫理委員会名簿／コンプライアンス委員会要綱／倫理委員会・コンプライアンス委員会名簿／処分規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（1）当協会では、処分規程において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への不服申立ての条項を定めている。 （2）令和６年度第3回理事会において、「加盟団体等の不服申立規程」を策定し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁又は調停は、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含む当協会のあらゆる決定を広く対象としている。 （3）処分規程において、「処分通知後2週間以内に、審査対象者本人より処分に対する不服申し立てがあったときは、その申し立てを審査しなければならない。」と定めている。不服申立規定においては申立期間の制限は設けていない。	処分規程／加盟団体等の不服申立規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（1）当協会においては、前項目の通り、「処分規程」及び「加盟団体等の不服申立規程」において、「日本スポーツ仲裁機構への不服申立て」の条項を設けており、同規程を加盟団体に対し協会ホームページにおいて周知している。なお、審査対象者に対し、①審査対象者、②処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）、③処分対象となる違反行為にかかる事実、④処分の手続きの経過、⑤処分の理由及び証拠の標目、⑥処分の年月日、⑦処分決定に不服がある場合はその申し立て期間、の各項目を通知している。	処分規程／加盟団体等の不服申立規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）令和６年度第３回理事会において「危機管理マニュアル」を制定し、組織横断的な活動を可能とする体制を構築している。 （2）「危機管理マニュアル」においては、競技の特性等を踏まえ、発生しやすい危機の類型やリスクを特定し、当該リスクの発生可能性や影響度の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や情報発信の基本原則等を規定している。 （3）「危機管理マニュアル」においては、危機発生時の対応フローとして、初動対応、二次対応に分けて、不祥事等対応の一連の流れを規定している。 （4）「危機管理マニュアル」においては、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）当協会では、加盟団体規程において、加盟団体は協会が実施する事業へ参加することができる権利を有すること、そのほか加盟手続きや遵守事項等を定めている。また、各地区連盟において定める規約において当協会との権限関係を規定するとともに、当該規約の改変には当協会の承認を必要とするなどガバナンスの確保を行っている。 （2）加盟団体は各地区連盟（8地区）に属しており、各地区連盟が定める規程等に基づき、各種活動を行っている。 （3）当協会は各地区別の「加盟団体連絡会議」や「全国地区連盟役員交流会議」の開催をはじめとして、地区連盟の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っており、各地区連盟と連携してチアリーディングの普及推進を図っている。また、日常的に地方連盟や加盟団体からの個別相談等について、電話やメール等により対応している。	加盟団体規程／地区連盟との関係図／加盟団体連絡会議インテグリティ研修会(関東地区)／全国地区連盟役員交流会議のご案内／同議議事録／各地区連盟規約
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）当協会では、各地区における加盟団体連絡会議や講習会等の開催、加盟団体専用ホームページコンテンツ等を通して、情報提供や支援を行っており、チアリーディングの普及推進、選手の育成、指導者の資質の向上を図っている。また、令和元年度から、当協会役員と地区連盟役員等が一堂に会し、当協会からの情報提供及び各地区連盟の取り組みや課題等に関する意見交換等を行い情報を共有する「全国地区連盟役員交流会議」を設けている。なお、「ソーシャルメディア運用管理規程」を制定し、フェイスブック、Youtube、ホームページ等インターネットを利用し、各地区連盟をはじめ加盟団体等に情報の発信・提供を行っている。	全国地区連盟役員交流会議のご案内／全国地区連盟役員交流会議議事録／ソーシャルメディア運用管理規程